



税と地域の情報誌

SHINJUKU

3

2026
vol.242

企業にも街にも活気 地域をつなぐ法人会



連載

新宿から行ける

ファミリー登山^① — かねがたけ 鐘ヶ嶽

小冊子プレゼント

「名将に学ぶ リーダーシップの極意」
「従業員との トラブル回避 Q&A」



新宿法人会HP



公益社団法人 新宿法人会

C O N T E N T S

令和7年度 中学3年生の「税についての作文」入賞作 1~2

小学6年生の「税に関する標語」優秀作品ご紹介 3

行動する法人会
 令和8年度税制改正に関する提言 4

令和8年度 税制改正大綱
 法人会の税制改正提言 5~6

連載 新宿から行けるファミリー登山⑩
 鐘ヶ嶽 7~8

税務署だより
 e-Tax ならスマホとマイナンバーカードで
 確定申告は自宅で完結!! 9

新宿都税事務所からのお知らせ
 23区内の固定資産(土地・家屋)評価証明・
 名寄帳申請は混雑する期間を避けて
 ご来所ください/4月から固定資産税における土地・
 家屋の価格などがご覧になれます(23区内) /
 都税の納税証明・評価証明等の申請には
 LoGo フォームをご活用ください 10

法人会活動
 新宿税務署長講演会「税のよもやま話」/福利
 厚生セミナー「サイバーセキュリティセミナー」/
 女性部会「年末イベント 新宿税務署副署長特別
 講演会×交流会」/租税教育活動「第38回 角筈
 わいわい広場開催」/令和7年度 新宿年末クリ
 ーン大作戦 11~12

新入会員紹介/小冊子プレゼント 13

**3月・4月法人会イベント/
 おすすめ本/珈琲たいむ** 14



新宿の街の風景 35
 常圓寺のしだれ桜

高層ビルが建ち並ぶ西新宿の青梅通りに面した場所にあります。日蓮宗の寺院・天正13年創建。しだれ桜は「江戸三木」と数えられた桜の銘木。

表紙イラスト・松井伸佳(まつい のぶよし)

令和7年度

中学3年生



全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が共同で実施している中学生の「税についての作文」に、令和7年度は6校595編の作文が寄せられ、厳選なる選考の結果、掲載の18編が入賞されました。

「新宿法人会会長賞」には、西新宿中学校 3年生 森川悠馬さんが受賞されました。

- 東京国税局管内納税貯蓄組合連合会 会長賞**
 人々の暮らしを守る税金 新宿区立 新宿西戸山中学校 橋口 優愛さん
- 東京国税局管内納税貯蓄組合連合会 優秀賞**
 税金を納めようと決意した日 新宿区立 新宿西戸山中学校 清水 菜津子さん
- 新宿税務署長賞**
 「取られるお金」から「託すお金」へ 新宿区立 新宿中学校 柏山 香さん
 世界一幸せな国と日本の違い 新宿区立 落合第二中学校 井上 奈々さん
- 新宿都税事務所長賞**
 青信号の向こう側 学校法人目白学園 目白研心中学校 松本 輝介さん
- 新宿区長賞**
 身近な税金について真剣に考えたい 新宿区立 新宿西戸山中学校 坂入 実奏さん
- 新宿納税貯蓄組合連合会 会長賞**
 国同士を結ぶ税金 新宿区立 新宿西戸山中学校 下間 宥奈さん
- 東京税理士会新宿支部 支部長賞**
 税金について知ること 新宿区立 新宿西戸山中学校 清水 愛友花さん
- 一般社団法人新宿青色申告会 会長賞**
 目に見える税金の使い方 新宿区立 落合中学校 星野 碧唯さん
- 公益社団法人新宿法人会 会長賞**
 職場体験で学んだ税金についてのこと 新宿区立 西新宿中学校 森川 悠馬さん
- 新宿間税会 会長賞**
 税でつくられる日本の社会と未来と 新宿区立 新宿西戸山中学校 顔 仁欣さん
- 新宿酒販懇和会 会長賞**
 私たちと税金のつながり 新宿区立 落合第二中学校 賈 琢萌さん
- 新宿納税貯蓄組合連合会 優秀賞**
 薄っぺらな批判じゃなくて 青山 朱麗さん
 自分への税金 新宿区立 落合中学校 津田 佑唯さん
 未来を支える税と年金 新宿区立 西新宿中学校 土谷 美咲さん
 誰かのための税金 新宿区立 新宿中学校 中井 克さん
 みんなで支え合う日本 学校法人目白学園 目白研心中学校 中口 桃花さん
 私たちの生活を守る税 新宿区立 新宿西戸山中学校 野口 陽愛さん

の「税についての作文」入賞作

公益社団法人
新宿法人会
会長賞

活動報告

職場体験で学んだ税金についてのこと

新宿区立西新宿中学校 三学年 森川悠馬



僕は、一年前の職場体験で税務署と都税事務所で税金について様々なことを学んだ。また、最近、学校で税理士の方から税金について学んだ。その中で、僕が特に印象に残ったことが三つある。

一つ目は、税金が社会の様々な場面で役立てられている、ということだ。例えば、年金や医療などの社会保障制度、道路や水道の整備に使われているのだ。また、もちろんのと、僕たちが学校に通い、学ぶことができるのも税金があるおかげなのだ。税金が身の回りの場面で使われているということに改めて学んだことにより、日常生活で目にする一つ一つのことに税金が用いられているということを意識するようになり、税金がより身近なものであるということを感じるようになった。

二つ目は、都税事務所や税務署で働く職員の方々や税理士の方々の、税金を通して人々の暮らしを豊かにしたいという強い思いについてだ。職場体験期間には、税金に携わる皆さんの職員の方々に出会い、お仕事の内容を教えてもらった。体験させてもらった。職員の方一人一人が丁寧に税金や、お仕事の内容について説明してくれたり、僕たちの仕事の体験のために熱心に準備してくれたりした。僕は、そんな職員の方々の姿から、より多くの人に税金やその仕組みについて知ってほしいという思いを強く感じた。また、僕たち職場体験生は、職員の方々に、自分の仕事の意義や、やり

がいについて尋ねた。すると、皆さんは、口をそろえて、「人々の生活をより豊かにし、多くの人々に幸せになってほしい。税金を通してたくさんの人に貢献したい。」と答えていたのだ。僕は、何より自分の仕事にやりがいをもちながら、人々のために一生懸命働いているということが素晴らしいと感じた。

三つ目は、日本の国債残高が年々増えている、ということだ。国の歳入には、税金と、国債を発行して得られる公債金とがある。また、国の歳出の一部に国債費という、国の借金を返済するためのお金がある。現在公債金が国債費を上回っており、国債残高が増え続けている、というわけなのだ。国債の増加を食い止める方法として、税金を増やして公債金以外で国の収入を増やしたり、歳出を減らしたりすることがある。しかし、これらを実際にしても、新たな問題が発生してしまう可能性があるのだ、とても難しい問題だと思う。これからの僕たちにできることは、選挙でこの問題を改善してくれる人を選ぶことだと思う。だから、選挙権をもつ年齢になったら、選挙の投票に参加することはもちろんのこと、しっかりと情報を収集した上で自分が望むことを実現してくれる人に投票したい。

職場体験や学校の授業を通して、税金に関心をもてるようになった。公民の授業で、税金や社会についてより深く学びたい。

小学6年生の「税に関する標語」 優秀作品のご紹介

新宿税務署管内16小学校の6年生を対象に「税に関する標語」（主催：新宿間税会）を募集し、15校1,545編のご応募がありました。掲載の19編が優秀作品として選ばれ、昨年11月に新宿区役所へ展示され、その後新宿税務署長から入賞者へ表彰状が贈られました。



全国間税会総連合会 入選

みんなの税 未来のための 資源です

西戸山小学校 飯島 理生さん



東京国税局間税会連合会 入選

納税は スマホでできる e-Tax

戸山小学校 島田 真翔さん



新宿税務署長賞

税金は 日本を支える 立て役者

落合第一小学校 田崎 直太郎さん



金賞

脱税を する大人たち 許さない

淀橋第四小学校 長嶺 航介さん



銀賞

学ぼうよ 未来を作る みんなの税
税金を 正しく使って 良い街へ
そのいち円 あなたのまちに なっていく

戸塚第一小学校 浦巽 陽大さん

落合第一小学校 松崎 央佑さん

落合第二小学校 藤本 千尋さん



銅賞

復興に 大きな助け あなたの税
落合第六小学校 西川 和真さん
税金で 素敵な町を 創りだす
西戸山小学校 佐藤 優衣さん
考えよう みんなの税金 使い道
大久保小学校 宮本 桃寧さん

大丈夫？ 税の存在 忘れてない？
戸山小学校 清水 紗良さん
安定と 未来につながれ 僕らの税
戸塚第二小学校 植原 智章さん
いい社会 みんなでつくろう あなたの税
落合第三小学校 小森谷 航太さん



佳作

消費税 私もできる 国づくり
戸塚第三小学校 高橋 もなみさん
あなたの税 みんなをえがおに しているよ
落合第二小学校 榎本 啓乃さん
あなたの税 いろんな所で さいている
落合第四小学校 金井 まあささん

この税は 住み良い町へと 変わってる
落合第五小学校 設楽 彩七さん
考えよう 未来のために 税のこと
淀橋第四小学校 宋 秀雅さん
支えあい よりよいみらい つくろうよ
柏木小学校 常泉 涼太さん

行動する法人会

全法連では、令和8年度
税制改正に向け、政府・
政党に対して提言活動
を行いました。

令和8年度税制改正に関する提言

活動報告

自由民主党

▶ 11月4日

税制調査会長
小野寺 五典氏



左から飯野税制委員長、小野寺税制調査会長、
田中専務理事

自由民主党

予算・税制等に関する政策懇談会 ▶ 11月12日

財政・金融・
証券関係団体委員長
塩崎 彰久氏 他



日本維新の会

税制調査会ヒアリング ▶ 11月28日

税制調査会長
梅村 聡氏 他



立憲民主党

税制調査会ヒアリング ▶ 11月13日

税制調査会長
重徳 和彦氏 他



公明党

財政・金融部会団体ヒアリング ▶ 11月26日

財政・金融部会長
杉 久武氏 他



国民民主党

税制調査会ヒアリング ▶ 11月17日

税制調査会長
古川 元久氏 他



財務省

12月4日

財務大臣
片山 さつき氏



左から片山財務大臣、池田筆頭副会長

財務省

▶ 11月17日

財務副大臣
舞立 昇治氏



左から田中専務理事、丸山税制副委員長、
舞立財務副大臣、飯野税制委員長

厚生労働省

▶ 11月13日

厚生労働副大臣
長坂 康正氏



左から長坂厚生労働副大臣、飯野税制委員長、
丸山税制副委員長

国税庁

表敬訪問 ▶ 12月10日

長官
江島 一彦氏
次長
田原 芳幸氏
課税部長
高橋 俊一氏



左奥から高橋課税部長、江島国税庁長官、田原次長
右奥から飯野税制委員長、齋藤会長、田中専務理事

総務省

10月14日

自治税務局長
寺崎 秀俊氏



左から田中専務理事、寺崎自治税務局長、
飯野税制委員長、丸山税制副委員長

中小企業庁

10月22日

長官
山下 隆一氏
事業環境部長
坂本 里和氏



左から坂本事業環境部長、田中専務理事、
丸山税制副委員長、山下中小企業庁長官、飯野税制委員長

中小企業の少額減価償却資産は40万円まで拡充！ 特例承継計画の提出期限も延長される！

政府は、令和7年12月26日に令和8年度税制改正大綱を閣議決定いたしました。

法人会が提言していた、中小企業に対する少額減価償却資産の特例措置については、取得価格要件が40万円未満に引き上げられ、特例承継計画の提出期限も緩和されました。インボイス制度導入に伴う免税事業者や小規模事業者に対する経過措置も緩和されることになりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■少額減価償却資産の特例

中小企業者等の少額減価償却資産について、減価償却資産の取得価額は30万円未満から40万円未満に引き上げられます。

■特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、特定生産性向上設備等に該当するものを取得等した場合に、即時償却又は税額控除が選択適用できます。（※取得価額の合計が中小企業で5億円以上）

■賃上げ税制

- ①大企業向け 令和8年3月31日で廃止されます。
- ②中堅企業向け 常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人向けの措置は、適用期限である令和9年3月31日で廃止されます。令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度については、適用条件となる継続雇用者比較給与等支給額の増加割合を3%から4%に引き上げ、税額控除率の上乗せは、増加割合5%以上の場合に5%の加算、増加割合6%以上の場合には15%の加算とされます。また、教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止されます。
- ③中小企業向け 教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止されます。

所得税・住民税関係

■基礎控除等の改正

①基礎控除及び給与所得控除

基礎控除104万円と給与所得控除74万円を合わせて、給与所得者であれば収入178万円までは、所得税がかからなくなりました。収入金額に応じた基礎控除は次のとおりです。

給与収入	基礎控除
665万円以下	104万円
850万円以下	67万円
2,545万円以下	62万円
2,595万円以下	48万円
2,645万円以下	32万円
2,695万円以下	16万円
2,695万円超	—

②同一生計配偶者及び扶養親族の所得要件

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額の要件が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。

③ひとり親控除

ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。

④勤労学生控除

勤労学生の合計所得金額要件が、現行の85万円以下から89万円以下に引き上げられます。

いずれも、令和8年分の所得税から適用になります。

■住宅ローン減税

住宅ローン減税について、適用期限が令和12年12月31日までと5年間延長になります。概要については次のとおりです。

①認定住宅等の新築

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円	0.7%	13年
ZEH水準 省エネ住宅		3,500万円		
省エネ基準 適合住宅	令和8年・令和9年	2,000万円		

②認定住宅等である既存住宅

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	3,500万円	0.7%	13年
ZEH水準 省エネ住宅				
省エネ基準 適合住宅		2,000万円		

③買取再販住宅・既存住宅の取得・住宅の増改築

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和8年～令和12年	2,000万円	0.7%	10年

なお、年齢40歳未満で配偶者を有する者、年齢40歳以上であっても年齢40歳未満の配偶者を有する者、年齢19歳未満の扶養親族を有する者には、借入限度額の上乗せ措置があります。また、床面積が40㎡以上50㎡未満である居住用家屋についても、住宅ローン減税の適用ができることとされます。ただし、控除期間のうち合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用されません。

■子どもNISA

NISA口座の開設可能年齢の下限が撤廃されます。年間の投資額が60万まで、累計で600万円まで利用可能です。以前のジュニアNISAが18歳まで引き出すことができなかったことと比較すると、子どもが12歳以上になった場合に、教育費などに充てることが可能です。

■暗号資産の譲渡に分離課税が適用

暗号資産取引業を行う者に対して暗号資産の譲渡等をした場合に、その譲渡等による譲渡所得等について、他の所得と分離して20%（所得税15%、個人住民税5%）の税率により課税されます。また、譲渡損失が生じた場合に3年以内の繰越控除が認められます。

金融商品取引法の改正法が施行された日の属する年の翌年の1月1日以後に行われる暗号資産の譲渡等について適用されます。

■私債の分離課税適用の厳格化

同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人が発行した社債の利子で、実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合の利子を、総合課税の対象とします。

令和8年4月1日以後に支払いを受けるべき利子から適用されます。

■ミニマムタックス課税の強化

特定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者が、個人でその者のその年分の基準所得金額が3億3,000万円から1億6,500万円を超える者に引き下げられます。さらに、税率

が22.5%から30%に引き上げられます。令和9年分以後の所得税について適用されます。

■青色申告特別控除について

その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていること、との要件を満たす場合、控除額が65万円から75万円に引き上げられます。

また、10万円の青色申告特別控除の対象者から、簡易な簿記の方法により記録している前々年の年収1,000万円を超える事業者が除外されます。令和9年分以後の所得税に適用されます。

■通勤のために自動車など交通用具を使用する場合の非課税限度額

通勤距離が片道65km以上の者の1月当たりの非課税限度額が次のように引き上げられます。

現行		改正案	
通勤距離の区分	非課税限度額	通勤距離の区分	非課税限度額
片道55km以上	38,700円	片道55km以上 65km未満	38,700円
		片道65km以上 75km未満	45,700円
		片道75km以上 85km未満	52,700円
		片道85km以上 95km未満	59,600円
		片道95km以上	66,400円

また、一定の要件を満たす駐車場等を利用している場合の1月当たりの非課税限度額は、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1月当たりの当該駐車場等の料金相当額（上限は5,000円）を加算した金額となります。

■食事の支給による経済的利益

食事の支給により受ける経済的利益について非課税限度額が月額3,500円から月額7,500円に引き上げられます。また、深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について非課税とされる1回の支給額が300円以下から650円以下に引き上げられます。

相続税・贈与税関係

■教育資金の一括贈与の非課税制度の廃止

1,500万円までの教育資金の一括贈与と制度について、令和8年3月31日までとされている取扱いは延長せずに終了することとなります。

■事業承継税制の承継計画の提出期限の延長

個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2年6月延長して、令和10年9月末までとなります。また、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年6月延長して、令和9年9月末までとなります。

資産税関係

■貸付用不動産の評価

- ①被相続人等が課税時期前5年以内に取得した一定の貸付用不動産は、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。
- ②不動産の小口化商品の対象とされている貸付用不動産については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。

消費税関係

■国境を越えた電子商取引

- ①少額免税の廃止
従来は1万円以下の貨物については、関税と消費税が免除さ

れていましたが、通信販売の方法で海外から国内に宛てて発送される貨物については、1万円以下の譲渡について、消費税の課税対象になります。

②物販に係るプラットフォーム課税の導入

大手通販サイトなど、指定を受けたプラットフォーム事業者を介してその対価を収受する場合は、プラットフォーム事業者が資産の譲渡等を行ったものとみなされます。

③特定少額資産販売事業者の登録制度

通信販売で、海外から国内宛に発送される一の資産の対価の額が税抜き1万円以下であるものの譲渡を行う事業者は、所轄する税務署長に特定少額資産販売事業者として登録を受けることができます。

登録事業者は、事業者免税点制度が適用されません。令和10年4月1日以後適用されます。

■インボイス制度の経過措置関係

①個人事業者向けの3割特例

個人事業者でインボイス登録により事業者免税点制度を受けられない令和9年・令和10年に含まれる各課税期間について、仕入税額控除の額を課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とし、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができます。

②インボイスがない場合の経過措置

インボイスがない場合でも、税額相当額の80%を税額控除できる経過措置について、令和8年10月から50%に変更される予定でしたが、次のとおり緩和されます。

期間	控除割合
令和8年10月1日から令和10年9月30日まで	70%
令和10年10月1日から令和12年9月30日まで	50%
令和12年10月1日から令和13年9月30日まで	30%

③免税事業者である一業者からの多額の仕入

一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額が事業年度で1億円（現行10億円）を超える場合に、その超えた部分の課税仕入れについて、経過措置による課税仕入れを認めないこととします。令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

その他

■固定資産税

償却資産に係る免税点が150万円から180万円に引き上げられます。令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用されます。

■防衛特別所得税

防衛特別所得税が創設されます。納税義務者は所得税の納税義務者です。所得税の源泉徴収義務者は、防衛特別所得税についても徴収して納付する必要があります。防衛特別所得税額は、その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額となります。防衛特別所得税の課税期間は令和9年以後の当分の間とされています。

■軽油取引税の暫定税率

軽油取引税の暫定税率については、令和8年4月1日に廃止されます。

■ふるさと納税関係

ふるさと納税の控除限度額が、個人住民税所得割額の2割と193万円のいずれか低い金額となります。令和10年度分の個人住民税について適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

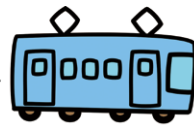
TIS 税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL : 03-5363-5958 FAX : 03-5363-5449

HP : <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会



ファミリー登山 19

浅間神社へ続く
信仰の道を歩く

初級コース

かねがたけ 鐘ヶ嶽 (小田急線とバスを使って)

鐘ヶ嶽は神奈川県厚木市に位置する、古くから人々に信仰されてきた山です。山頂近くに浅間神社が建ち、登山道は参道の役目も果たしてきました。その名残の石仏などを眺めつつ、のんびり歩いてみましょう。

距離 約6.5km (約2時間半) 難易度 ★★★★★

アクセスルート

新宿駅から小田急線に乗り、本厚木駅で下車。厚木バスターミナル9番乗り場から、「七沢」行きの場合は「広沢寺温泉入口」で下車。「広沢寺温泉」行きの場合は「鐘ヶ嶽」で下車。※「広沢寺温泉」行きは本数が少ないので要チェック。



連載

登ファミリー山



コースの魅力

鐘ヶ嶽は厚木市で最高峰の山、といっても高尾山(599m)よりやや低い標高561m。古くから富士浅間信仰の山として親しまれ、浅間山とも呼ばれていました。登山道は神社へ続く参道でもあり、入口には鳥居が建っています。また、山頂手前がある浅間神社までを28の道標で示すため、一丁目から二十八丁目まで石碑が並び、登山の目安としても役立っています。十五～十七丁目付近では、平安時

代の瓦や器が発掘され、十七丁目付近は、かつて山岳寺院があったことがわかっています。当時の面影を探しながら歩いてみてはいかがでしょうか。

二十二丁目の石碑がある場所は、展望ポイントの一つ。横浜ベイエリアのビル群とその向こうには海が広がっているのを眺められます。

二十八丁目の浅間神社は広々とした広場になっていて、東側の景色が開け、東京スカイツリーや遠くは筑波山まで見渡せます。

山の麓には、広沢寺温泉や七沢温泉など温泉施設が充実。アルカリ度が高く、肌のクレンジング効果があるため、美人の湯として人気です。日帰りできる施設もあるので、下山後はのんびり温泉につかってから帰るのがおすすめです。



浅間神社本殿。創設は、「日本書紀」に登場する孝元天皇のころと言われている





コースガイド

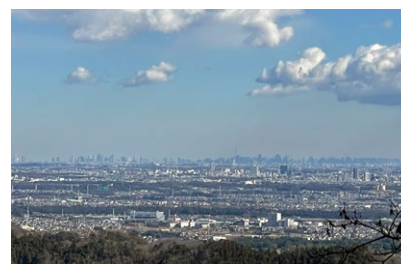
信仰の名残の石像を眺めながら 一步一步進んでいこう



登山道は所々、木の根が張り出したところがあるので、足をひっかけないように気をつけよう

広沢寺温泉入口①または鐘ヶ嶽バス停②から案内板に従って歩いていくと、分かれ道に鐘ヶ嶽登山口③の標識が建つ。ここは右の住宅街のほうへ進もう。しばらく行くと、石段と鳥居が現われる。ここが浅間神社の入口④で、本格的な登山道の始まりだ。しばらく登ると鳥獣防護ゲートがある。ゲートを抜けたらしっかり扉を閉めておこう。丁目石には、途中

までは石像が乗っていて楽しい。七丁目には大日如来像が鎮座する。二十二丁目⑤は展望が開け、大きな岩の上からは海が臨める。休憩には最適だ。さらに進むと、二十七丁目の石碑と長い石段が現われる。ここから神社本殿までは、約360段の階段が続く、まるで修行の道だ。最後の鳥居をくぐると、浅間神社の建つ二十八丁目⑥に到着だ。参拝をして東に開けた景色を楽しんだら、本殿に向かって左の道を進もう。山頂まではあとわずかだ。鐘ヶ嶽山頂⑦は、眺望はないものの広々としてベンチがある。下山は広沢寺温泉方面へ。急坂を下りていくと、山ノ神峠⑧の



浅間神社本殿のある広場から見える景色。天気良ければ絶景が広がる

分岐に出る。下山道は2ルート。左は急な岩場が多いため、比較的緩やかな右ルートへ進もう。山道が終わると、舗装された林道に出る。山神隧道⑨はかなり暗いので、ヘッドライトを使って歩こう。あとは、舗装された道を30分ほど歩くと、広沢寺温泉入口バス停⑩に到着だ。

立ち寄りポイント
下山路を下りて林道に出たら、山神隧道とは反対のほうへ進むと、不動尻のミツマタ群生地に出る。3月中旬～4月上旬が見ごろで、斜面一帯を黄色い可憐な花が埋め尽くす様子は圧巻。近くには不動の滝もある景勝地だ。



山登りで健康づくりを

山歩きをする日の朝食は必須

山登りでは、水分と塩分とともに、エネルギー補給も同じくらい重要です。とくに、長時間歩く場合はエネルギー不足のまま歩くと、車のガス欠のように突然歩けなくなることがあります。山用語で「シャリバテ」と言われる状態で、シャリ（ご飯）不足でバテることを意味し、エネルギー不足で低血糖になるため起こります。鹿屋体育大学名誉教授の山本正嘉先生は、それを裏付ける実験を行いました。

1人のスポーツ選手に、自転車エルゴメーターを登山と同程度の強度でこぎ続けてもらい、朝食を食べた日と食べない日で、体にどんな変化があるかを調べました。すると、朝食

を食べた日は2時間以上運動しても、血糖値は正常で体は「楽」な状態をキープ。一方、朝食を食べなかった日は、1時間後くらいまでは血糖値は朝食を食べた日より低めだったものの、体は「楽」という感想。しかし、1時間半後には血糖値が正常値を下回り、時間を追うごとに「きつい」と感じるように。2時間20分後には体が動かなくなり、意識ももうろうとした状態になりました。山登りに限らずですが、運動時に朝食は欠かさないことが極めて重要なのです。

参考資料/山本正嘉著「登山と身体の科学」(講談社)、「登山の運動生理学とトレーニング学」(東京新聞)。

健康効果と安全に登るための
ポイントを紹介します

次回予告 鷹巣山(小田急線とバスを使って)



構成・執筆：小宮千寿子 こみやちずこ

体と心の健康をテーマに本の編集と執筆活動を行う。靴を新調したら靴擦れに。靴下の二重履きで改善。

e-Tax なら // スマホとマイナンバーカードで // 確定申告は自宅でも完結!

**マイナポータル連携
で自動入力!**

※事前準備が必要です

給与・医療費
ふるさと納税
などの情報

74%の方が
e-Tax を利用

**マイナンバー
カードの機能を
スマホに搭載!**

だから、
読み取り操作
は不要!

**24時間
オンラインで
申告可能!**

※メンテナンス時間を除く



マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限にご注意ください。

詳細は、デジタル庁ホームページをご確認ください。 →



申告期限

所得税および復興特別所得税・贈与税 **令和8年3月16日(月)**まで

消費税および地方消費税(個人事業者) **令和8年3月31日(火)**まで

事業税・住民税 **令和8年3月16日(月)**まで

所得税等の確定申告のご相談および申告書の受付期間

令和8年2月16日(月)から 同年3月16日(月)まで

※還付申告書は令和8年2月13日(金)以前でも提出できます

e-Tax で確定申告をされる方へのサポート



動画で見る確定申告
申告書の作成手順を動画でご案内しています。



税務職員ふたば



チャットボットふたば
確定申告に関するご質問にチャットボットがお答えします。

詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。

確定申告特集



確定申告会場での相談を希望される方は、「**国税庁LINE公式アカウント**」から**オンライン事前予約**の手続きをお願いします。



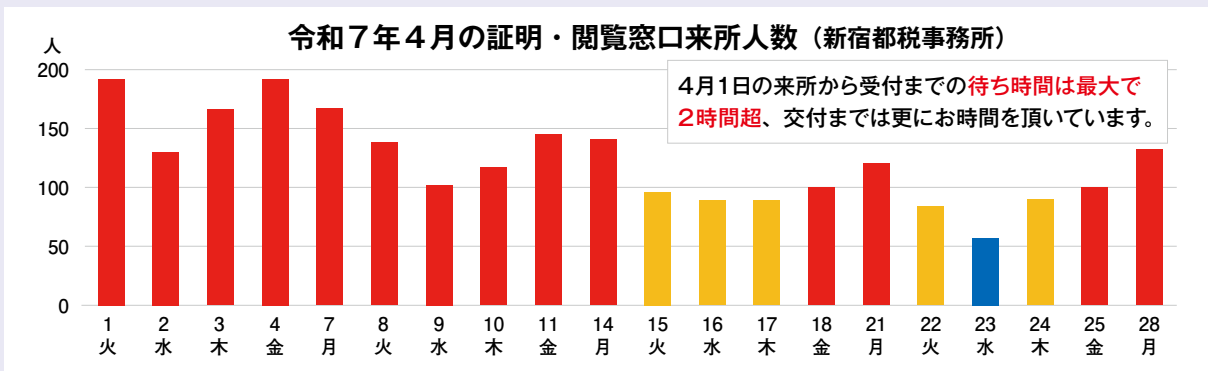
税務署・都道府県・市区町村

携帯電話のご利用マナーにご協力ください。また、歩きスマホはご遠慮ください。

23区内の固定資産(土地・家屋) 評価証明・名寄帳申請は 混雑する期間を避けてご来所ください

4月上旬頃は特に激しく混み合いますので、可能な限り中旬以降にご来所ください。

月曜・金曜は混み合い、水曜は比較的空いています。



4月から固定資産税における土地・家屋の 価格などがご覧になれます(23区内)

期間	令和8年4月1日(水)から6月30日(火)まで(土・日・休日を除く。)
時間	午前8時30分から午後5時まで
場所	土地・家屋が所在する区にある都税事務所
縦覧できる方	令和8年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方
縦覧できる内容	所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)
必要書類	納税者本人であることを証明できるもの ※運転免許証、旅券(パスポート)等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば1種類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。詳細は東京都主税局のホームページをご覧ください。土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。

(注) 納税通知書は6月1日(月)に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



主税局HP
(縦覧について)



主税局HP
(本人確認方法について)

※縦覧制度の詳細は、[主税局ホームページ](#)をご覧ください。

◆都税の納税証明・評価証明等の申請にはLoGoフォームをご活用ください

証明書等の申請・手数料納付は、パソコン及びスマートフォンから「LoGoフォーム」でお手続きが可能です。申請可能な証明等の種類、詳細な手続Q&Aについては、東京都主税局HPをご確認ください。

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/application/logoform>

都税証明 電子申請

検索



東京都新宿都税事務所(相談広報担当)
新宿区西新宿7-5-8(03-3369-7151)



税を
考える
週間

新宿税務署長講演会「税のよもやま話」

開催日時：令和7年12月3日(水) 10:00～11:30
会場：BIZ新宿
参加人数：82名

講師
新宿税務署長
稲瀬 貴美代 氏



稲瀬署長は令和7年7月に第88代新宿税務署長に就任されました。

今回、稲瀬署長からは「税のよもやま話」としてご自身の経歴とも合わせながらお話を伺えることになりました。

まずは国税庁の組織概略についてお話いただきました。国税庁は財務省の下に置かれ、国税局・税務署・税務大学校・国税不服審判所などから構成され、税務大学校では職員教育や租税史料の保存などが行なわれていて、税に関する歴史的な資料を常設展示するほか、期間限定で特別展示を行っているとのことでした。

次に特別展示されている「近代日本の税務行政と関係民間団体」のお話をいただきました。明治大正期では納税組合が設立され、貯蓄組合・取纏組合・督励組合など多様な形態で納税を補助しました。また酒

造組合や織物業組合など業界団体も徴税に協力し、戦時には納税施設法により町内会や職域団体が徴税補助を担ったとのことでした。昭和期には税務代理士制度が整備され、戦後は税理士制度へ発展しました。戦後の混乱期には納税貯蓄組合、青色申告会、法人会、間税会、納税協会などが次々に結成され、納税者の自主的履行を支援したようです。

最後は日本酒・焼酎・泡盛などの「伝統的酒造り」の技術が、ちょうど一年前にユネスコの無形文化遺産に登録された酒類業についてお話をいただきました。近年は酒類の課税数量が国内では減少傾向にある一方、輸出は拡大し、清酒やウイスキーなどが海外市場で存在感を高めています。

お話いただいた内容は国税庁が「信頼で国の財政を支える組織」の理念のもと行ってきた歴史だと感じました。税務関係民間団体の生い立ちなど初めてお聞きする話も多く、大変有意義な講演会でした。

文：広報委員長 一角 泰雄



活動
報告

福利厚生
セミナー

サイバーセキュリティセミナー 多層防御のすゝめ ～狙われる中小企業！専門家に学ぶサイバー攻撃の実態と対策～

日時：令和8年2月6日(金) 15:00～16:30
会場：新宿法人会館 3階会議室
参加者：36名
講師：株式会社 クロスポイントソリューション
執行役員 事業部長 齋数 真人 氏

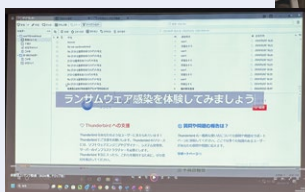


▲講師の齋数氏

年々増加及び巧妙化しているサイバー攻撃は企業に深刻な被害を与えます。昨今では大手企業の取引先である中小企業を踏み台にし、大手企業を攻撃する事例が増えています。業務の停止や機密情報搾取、復旧に伴う調査費用など、金銭的な損害も生じます。

そこで、講師の齋数先生には情報セキュリティの専門家ならではの視点で、①データで読み解く最新のセキュリティ事情、②最新のインシデント事例、③サイバー攻撃の実行者、④サイバー攻撃被害の影響、⑤サ

セミナー風景▶



◀ランサムウェア感染のデモンストレーション

イバー攻撃被害の疑似体験、⑥サイバーセキュリティ対策の解説など多岐に渡りお話いただきました。

サイバー攻撃の実例を実際に見せていただいたり、ランサムウェア感染の仕組み、どの程度のパスワードでどのくらいの解析時間が掛かるかや多層防御などサイバーセキュリティ対策の考え方などを分かりやすく解説いただき、とても有意義な内容となりました。

女性部会

年末イベント 新宿税務署副署長特別講演会×交流会



開催日時：令和7年11月28日（金）18：00～21：00
会 場：京王プラザホテル 本館2F「中国料理 南園」
参加人数：34名



▲講師の西依副署長

令和7年度の副署長特別講演会では、新宿税務署副署長・西依亮氏をお迎えし「日本の漢字は素晴らしい」と題してご講演いただきました。

冒頭に耳学問であること、小駒勝美氏著「漢字は日本語である」から引用していることなどを明示され、それにご自身の雑学を加えて、日本の漢字が何故「素晴らしい」のかを簡潔にまとめてわかりやすくご説明いただきました。

中国より伝来した漢字ですが、いつ頃どのような形で伝来し定着していったのか、また日本独自の国字や訓読みが作られていった背景や中国へ逆輸入している単語があることなど、様々な漢字にまつわる事柄を教えてくださいました。そして、税務署員の方で珍しい名字をお持ちの方もいらっしゃるようで、そのお名前もご披露いただきました。

講演後半は国税専門官募集のお話をされました。国税専門官のメリットとして、充実した研修制度、様々な資格取得、他の公務員よりも高水準の報酬、恵まれた福利厚生を挙げられており、就職に悩む若人には一考の価値があると思いました。

講演後の交流会においては、美味しい中国料理をいただきながらハワイアンなクリスマスをテーマに、皆様からご提供いただいた景品のくじ引き抽選会が行われました。



▲主催者あいさつの村松部会長



▲来賓あいさつの稲瀬署長



▲乾杯の小林副署長



食品ロスに
取り組む合言葉▶

自己紹介する
▶新部会員



大盛況の
▶抽選会



▲閉会のあいさつをする原瀬副会長

景品をお渡しする際にはお一人ずつ一言いただき、また今回は5名の新入部会員様のご挨拶もこの時に行い、最後まで楽しめた交流会となりました。 文：女性部会 幹事 若松 里佳

租税教育活動

第38回 角筭わいわい広場

開催日時：令和7年12月7日（日）10：30～15：00
会 場：角筭地域センター8階
来 場 者：200名以上

今年もお待ちかねの「角筭わいわい広場」が開催され、会場は朝から大勢の来場者で大賑わいとなりました！

当会のブースでは、小・中学生向けに「税金クイズ」を実施！
（株）ロッテ様よりご提供いただいた豪華景品を手に入れよう

クイズの様子▶



と、子どもたちが次々と挑戦にやって来て、クイズコーナーは開始直後から大盛況！

真剣な表情で問題に向かう姿や、正解した瞬間の笑顔があふれ、終始エネルギーあふれる熱気に包まれていました。

今年は区民ホールが工事中の為、ステージが別日となり人出が心配されていましたが、子どもたちの楽しそうな声が響き渡る活気いっぱいの日でした。

社会貢献活動

令和7年度 新宿年末クリーン大作戦

参加された有志一同
（新宿高野前にて）▶

日 時：令和7年12月19日（金）7：30～8：30
会 場：新宿駅東口・西口・歌舞伎町地区（法人会は東口周辺）
参加者：131団体、2,106名（内、法人会61名）

今年度も、新宿区主催の「新宿年末クリーン大作戦」が開催されました。



当法人会からも、有志61名が寒さに負けず早朝から参加。新宿駅東口周辺を中心に、ゴミ拾いや美化活動に精力的に取り組み、街はみるみるうちに明るく清々しい雰囲気。

参加者の笑顔や掛け声が飛び交い、まさに「みんなでつくるクリーン新宿」を体感できるひとときとなりました。

法人名	住所	事業内容	所属支部
株式会社 G.O.A.T.	西新宿1-19-11	飲食店(居酒屋)(BAR)運営	西新宿第1支部
株式会社 ブラウニー	西新宿2-1-1	店舗設計・施工管理	西新宿第1支部
池宮建設 有限会社	西新宿4-37-20		西新宿第2支部
マーカネット 株式会社	西新宿6-11-3	Web制作会社	西新宿第3支部
有限会社 ガルバプランニング	西新宿6-21-1	貸ホール・賃貸業	西新宿第3支部
株式会社 アールアンドディ新建築都市研究所	西新宿6-25-8	建設コンサルタント	西新宿第3支部
株式会社 メガ・テクノロジー	西新宿7-4-4	SES事業・システム開発・IT教育	西新宿第4支部
株式会社 Lioness	西新宿7-22-29	飲食	西新宿第5支部
株式会社 甲斐華	北新宿3-1-16	飲食業	北新宿支部
株式会社 4craft	新宿7-12-2	内装仕上工事業	大久保支部
合同会社 K&B	大久保1-15-11	食堂	大久保支部
LyfeLink 合同会社	大久保3-8-1	医療関連サービス、コンサルティング業務	大久保支部
Osteria il Fico	西早稲田1-8-18	飲食(イタリアンレストラン)	西早稲田支部
合同会社 CUE	西早稲田1-13-6		西早稲田支部
濱田 基裕	高田馬場1-13-1	不動産業	高田馬場東支部
株式会社 Nursing Doula・SS	上落合2-16-9	産前産後ケア事業	落合第3支部
有限会社 ヘガサス	渋谷区恵比寿1-8-6	不動産業、コンサルティング業	地区外
日本ハグズ 株式会社	中央区日本橋蛸殻町-14-3	共感名刺販売	地区外
株式会社 KOMPEITO	品川区西五反田2-28-5	社員の健康を支える福利厚生サービス「OFFICE DE YASAI」の企画・運営	地区外
村松機工運輸 株式会社	江東区東陽1-18-17	建設業	地区外



戦国武将の知恵で磨く 現代リーダー術

武田信玄や上杉謙信といった戦国武将の戦略や処世術のエピソードを紹介するとともに、「危機対応」「組織マネジメント」など現代のビジネスにも通ずる教訓をまとめた一冊。

- 戦国最強の名将が示した必勝の要諦——武田信玄
 - 天才戦術家の憂鬱——上杉謙信
 - “勢い”を創った大局観——織田信長
 - 天下人に必要な“仁慈”の心——豊臣秀吉
 - “素知らぬ体”で天下をとる——徳川家康
 - トップの深い出処進退——吉川経家
 - 豪胆さが魅力の猛将——柴田勝家
 - 大将たる者の心構え——黒田官兵衛
- ほか

法人会から 小冊子 プレゼント

ご希望の方は法人会事務局まで、下記QRコード、メール、FAX または電話(平日午前9時～午後5時)にてお申込ください。

- (1) 申込者名(法人の場合は、会社名とご担当者名)
 - (2) 連絡先 TEL・FAX
 - (3) 小冊子郵送先住所
 - (4) 希望の小冊子名及び必要部数
※1タイトルにつき2冊まで
- 以上をお知らせください。本の引き渡しはメール便にて対応させていただきます。

先着100名様

その他の小冊子もプレゼントしております。詳しくは新宿法人会ホームページをご覧ください

新宿法人会

検索

FAX 03 (3371) 3834
TEL 03 (3371) 3821
info@shinjuku-hojinkai.or.jp

従業員との トラブル回避 Q&A

労務トラブルを未然に防ぐ 実践Q&A

就業規則や36協定などの重要な制度についての誤解や、日々の業務における認識不足から生じる労務トラブルを未然に回避するための具体的な事例を取り上げ、わかりやすく解説。

■ 労働時間規制

Q 当社では、タイムカードで労働時間を管理しています。労働時間を計算するにあたり、労働開始時刻を就業規則が定める始業時刻とした上、毎日15分単位で端数時間を切り捨てて、賃金計算をしています。何か問題があるでしょうか。

■ 就業規則

Q 就業規則は、作らなければいけませんか。就業規則を作るメリットは何でしょうか。

ほか

今後の法人会イベント

3月

	時間	名称：内容	会場	オンライン配信
9日(月)	13:30～16:50	決算法人説明会 講師：塚野 真知子 税理士、新宿税務署担当官	法人会館3階	○
17日(火)	15:30～18:00	東部ブロック研修会 <第1部>最新の税務トピックス 講師：新宿税務署担当官 <第2部>特別講演会 板場の裏側へようこそ！ 職人と語る「究極のイクラの作り方」 講師：鮫 蒼天（あおい）店主 星 広幸 氏 <第3部>異業種交流会	//	—
24日(火)	14:00～16:30	新友会税務研修会 （資本金1億円以上の法人対象） 講師：東京国税局担当官	BIZ 新宿	—
26日(木)	13:30～16:00	新設法人説明会 講師：新宿税務署担当官	法人会館3階	—

4月

	時間	名称：内容	会場	オンライン配信
8日(水) ～22日(水)	13:30～16:00	はじめての簿記 ※ 毎週水曜日。全3回 講師：東京税理士会新宿支部税理士	法人会館3階	○
13日(月)	13:30～16:50	決算法人説明会 講師：東京税理士会新宿支部税理士、新宿税務署担当官	//	○
14日(火)	13:30～15:30	やさしい源泉所得税講座 講師：新宿税務署担当官	//	○
16日(木)	13:30～16:00	やさしい消費税講座 講師：東京税理士会新宿支部税理士	//	○
20日(月)	13:30～16:00	新設法人説明会 講師：新宿税務署担当官	//	—

BOOK REVIEW

紀伊國屋書店
ブックソムリエが選ぶ **おすすめ本**



北歐こじらせ日記 決意の3年目編

出版社：世界文化社
著者：週末北歐部 chika

北歐好きをこじらせた著者のリアルライフコミックエッセイ

著者は会社員をしながら、寿司学校に入学。その後フィンランドのレストランから内定をもらい念願の移住。寿司職人として働くも、職場のレストランが倒産。起業を決意し、個人事業主として今に至る。

フィンランドに移住してから迎えた3年目を描いた本書はシリーズ5作目。

何かしら節目の数字になりがちな“3年”という言葉。

その節目に異国の地で学生になってみたり、新しい趣味を始めてみたり、そんなchikaさんの描くリアルにはどこか勇氣をもらえます。

今作の中に書かれていた『『無理する覚悟』ではなく、『無理をしない覚悟』を持つこと。『できる範囲』を見つめることも、同じくらい大切』という言葉が忙しく過ごす日々優しく響いてくる。

なんだかちょっと疲れたなと感じた時や新しい視点を持ってみたいと思うときにぜひ読んでほしい。心のお守りとして持っておきたい1冊です。

紀伊國屋書店 <https://www.kinokuniya.co.jp/>

珈琲たいむ



昨年6月から町会の防災担当を務めている。引き受けた当初は、正直なところ「年に一度の訓練を無事に終わられば十分」くらいの気持ちだった。

そんな中、新宿駅周辺防災対策協議会が実施する帰宅困難者一時滞在施設の運営訓練に参加する機会を得た。今回は被災者役での参加である。床に敷かれた薄いシートの上に座り、交通機関の回復を待つ。最大3日間滞在するという想定を聞き、固い床や限られた空間での生活を思い浮かべると、不安が胸をよぎった。その瞬間、忘れていた東日本大震災当時の記憶がふとよみがえった。

特に気になったのはスマートフォンの電池だ。古くなった端末は消耗が早く、情報収集も連絡も十分にできないかもしれない。しかし同時に、こうした不安に自分自身が気づけたことこそが、大きな収穫だったと感じている。

防災は特別な人だけのものではなく、日常の延長線上にある。今回の体験を町会の訓練や日頃の備えに少しずつ生かしていきたい。

新宿が大好きなおじさん

SHINJUKU 2026
第242号

2026年3月1日発行

(発行所) 公益社団法人 **新宿法人会**
東京都新宿区北新宿 1-19-19
TEL 03-3371-3821 (代)
FAX 03-3371-3834
<https://shinjuku-hojinkai.or.jp>

(発行人) 会長 高野 吉太郎
(編集) 広報委員長 一角 泰雄
(デザイン・印刷)
有限会社 J-ART

新宿法人会会員の皆様へ

即日診断 日・祝受診可

人間ドック・脳ドックのご案内

- 1 内視鏡検査室を増設
- 2 MRI・CTの最新機種を導入
- 3 スマートなメディカル・ナビゲーションを導入

検査コース	特別料金	一般料金
一日コース	42,000円	50,000円
一泊コース	78,000円	83,000円
脳ドック	47,000円	50,000円
成人病健診*	26,000円	28,000円
法定健診	12,000円	13,000円
入社健診	12,000円	13,000円

(消費税別)



各種オプション検査をより一層充実します。併せてご利用くださいませ。



お申し込み・お問い合わせ

●全国健康保険協会けんぽ・日本病院会・
日本総合健診医学会・健康保険組合連合会 各指定
〒163-0203 東京都新宿区西新宿 2-6-1
新宿住友ビル3階(都庁隣り)

医療法人社団・成山会 **楠樹記念クリニック**
NANJUKINEN CLINIC

Tel:03-3344-6666 Fax:03-3348-0126
<https://www.nanju.or.jp>



手作りの素 あれ、これ、それが500,000点。

生地・手芸材料専門店

okadaya
SHINJUKU



新宿オカダヤ本店 東京都新宿区新宿3-23-17 新宿オカダヤTFビル 6F~11F tel.03-3352-5411

さあ! ネットで申告



国税庁 e-Tax キャラクター イータ君

申告時に提出する「法人事業概況説明書」に
『新宿法人会 会員』と記入しよう♪



新宿法人会は e-Tax を推進しています